

入札参加資格者指名停止措置概要

商号又は名称	代表者氏名	所在地	指名停止の期間
パナソニック E Wエンジニアリング株式会社中国・四国支店	支店長 前田 卓也	広島県広島市中区中町7-1	令和 7年 3月 7日から 令和 7年 5月 6日まで (2箇月)

事案の概要	パナソニック E Wエンジニアリング(株)は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」という。）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取り消しを受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同港第2号に該当することから国土交通省近畿地方整備局より22日間の営業停止命令がなされた。
指名停止理由	「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」 別表第2 第8号 に該当 (建設業法違反行為) 8 建設工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し工事の請負契約の相手方として、不適当であると認められるとき。
備 考	